

『江南市の市民参加条例の考え方（案）』に対するパブリックコメント結果

- ・意見の募集期間 平成25年1月4日（金）から2月4日（月）まで
- ・意見を提出された方 2名
- ・意見の件数 34件

（注：表中、は削除、【 】は挿入を意味します。）

NO	意見の概要	市の考え方
1	<p>前文は省略ですか。</p> <p>《前文案》</p> <p>私たち江南市は「自分たちの住むまち、自分たちのちからでよくしていこう」という思いが活発になろうとしているまちです。特に行政の手が届きにくい領域で、市民が主体となり安心安全な住みよいまちづくりが行われてきています。そのような市民の活動と行政とが目的を同じくして対等な関係を認めあい、一緒に住みよいまちを作っていこうという「協働」が育ち始めてきました。これまで江南市ではこれら市民協働活動を推進するため、様々な条例、協働ルールブック、市民自治によるまちづくり基本条例等が定められてきました。これらは多様な活動団体が相互に自主性を尊重しあい、共通認識のもとに、市民と行政の貴重な共有財産として今後より育成・推進していくべきものと考えます。</p> <p>江南市では多くの地域やさまざまな分野で「協働」が実践され、地域の活力が生まれようとしています。この時より一層の市民活動まちづくりが、より多くの市民参加により活性化することを念じ、市民参加条例を定めます。</p>	<p>前文とは、その条例の制定の主旨、目的、基本原則などを書いた文章であり、その条例の制定の理念を強調して宣言する必要がある場合に置かれるものです。江南市の市民参加条例は、江南市の市民自治によるまちづくりに関する最も基本的な意思の表明である「江南市市民自治によるまちづくり基本条例」が掲げる理念のもとに策定される“手続き条例”であることから、その理念は既に同基本条例に示されており、改めて前文を記載する必要はないと考えます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
第1章 総則		
1 目的		
	(意見はありませんでした。)	
2 用語の約束		
2	<p>見出し「用語の約束」について</p> <p>条例で使用する重要な用語や一般の用法と異なる意味を持った用語の定義を定める条文の見出しは、通常は「定義」とされます。「定義」よりもやわらかく、分かりやすい見出しにした事例として、「言葉の意味」や「用語の意味」とした事例があります。「約束」という言葉を使うよりも、「用語の意味」としたほうが分かりやすい。</p> <p>《見出しの修正案》</p> <p>「用語の意味」、又は「言葉の意味」</p>	<p>江南市市民自治によるまちづくり基本条例では、ご指摘のとおり「定義」としていただきますので、条文案を作成する際は、ご提案の修正案も含め、より一般的で、分かりやすい見出しを検討していきます。</p>
3	<p>(2) について</p> <p>この条例では、その範囲を「執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程」とし、執行機関等が行うものに限定しているが、政策の情報公開はどのように行われ、市民参加の情報はどのように伝えられるのか。</p>	<p>江南市市民自治によるまちづくり基本条例の「情報共有の原則」に基づいて、市民、議会、執行機関等との情報の共有のため、情報公開条例の規定に従った分かりやすい情報の提供と、同時に保有情報の適正な管理に努めていきます。</p> <p>ご意見のとおり、情報共有は市民参加において不可欠であり、できる限り多くの方法を組み合わせ、適切なタイミングで、効果的かつ確実に情報を公表していくことを考えています。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
第2章 市民参加		
第1節 市民参加の手続		
3 市民参加の対象		
4	<p>(3-1) (1) について 平成23年5月2日に公布された改正地方自治法で改正前の地方自治法第2条第4項が削除され、基本構想の策定義務が廃止されました。長期総合計画(戦略計画)の形式について、各自治体が独自に判断できるようになり、長期計画は策定しても基本構想を策定しない自治体もあります。</p> <p>《修正案》 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更</p>	<p>ご指摘のとおり、地方自治法が改正され、「基本構想」の策定の義務付けはなくなりましたが、江南市が将来にわたって策定しないということではなく、策定する場合あるいは現在の基本構想を変更する場合は市民参加を実施していくべきだと考えます。</p>
5	<p>(3-2) 「市民参加を求めないこと」は、誰が判断、決定するのか。意思決定の厳格性により、悪い結果に終わったときの責任の所在は。</p>	<p>執行機関等が責任を持って判断、決定します。「3-2」に該当するか否か、また該当する場合でも、より多くの市民の声を聞く必要があるかなどを慎重に考慮した上で判断していきます。</p>
6	<p>(3-2) 国の地方への権限移譲(地方分権)、地方行政の施策の多様性により市民負担が増加してくる基準の改廃も生じてくるものとする。市民への費用負担の増加は市政への費用負担の増につながると考えるとき、これからの地方行政は権限移譲による費用負担に対し、市民の意見・声を反映させ国に対して働きかけ国を動かさなければ。そうしないと地方行政は行きづまってくるので</p>	<p>法令に一定の基準が定められているものについては、市民の声を聞いても、現実には、それを「市の政策」に反映させることができなことから、市民参加を行わないことができることとしました。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>は。そのためにも国民の意見・声を力に基準の改廃も考えなければならない。そのためにも市民参加により意見・声を国政に生かしていかなければと考える。市民参加により、市民の動向を把握し市民に現状の国の対応知ってもらう。</p> <p>(3)「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するもの」は、削除と考える。</p>	<p>また、ご意見のとおり、地域主権改革を進めるため、これまで国が一律に決定し地方公共団体に義務付けてきた基準等を、地方公共団体が条例の制定により自ら決定していく流れがあり、(3)に該当するものは今後減っていくと思われます。</p>
7	<p>(3-2)</p> <p>(4)で「執行機関等の内部の事務処理に関するもの」は市民参加の対象外とされており、解説文に職員人事に関することは市民参加の対象外とされていますが、「人材育成基本方針」は職員的能力開発に関する基本的な事項を定める計画であり、市民にとっても重要な政策であるため、市民参加手続の対象とするべきだと思います。他市でも市民参加手続を実施している事例が多くなっています。</p>	<p>例として「職員人事」を挙げましたが、職員の仕事など執行機関等の内部の事務については、執行機関等が自らの責任と意思で決定すべき事項であることから、市民参加を行わないことができることとしたものです。</p> <p>また、3-2に該当するものが、即「市民参加の対象外」ということではなく、市民生活への影響等を踏まえ、市民参加の実施を判断していきます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
8	<p>(3-2)</p> <p>(5)「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」を、次のことから削除していただきたいと思ひます。</p> <p>①市民参加条例案で規定する市民参加手続(審議会等、パブリックコメント、市民懇談会、ワークショップ、アンケート調査、市民政策提案)は、条例制定改廃の直接請求と比べると、執行機関等に対する拘束度が弱い内容であるため、金銭徴収事項を市民参加手続の対象とするべきです。解説文にあるような「地方自治体の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かす」という問題は起こらないと思ひます。公共施設使用料やごみ処理手数料の設定に当たって、説明会やパブリックコメントなどの市民参加手続を実施するのが一般的であり、他自治体では実施される例が多くなっています。可燃ごみの処理を有料化する自治体が近年増加していますが、有料化実施に当たって説明会を開催したり、パブリックコメントを実施したりするのが一般的です。</p> <p>②公共施設使用料の改定など、市民生活に重大な影響を及ぼす事項は、執行機関等が市民に対する説明責任を果たし、市民との間で信頼関係を構築するという意味でも市民参加手続の対象とするべきだと思ひます。</p> <p>③地方自治法第74条第1項の金銭徴収事項を直接請求の対象から除外する規定は、地方自治法が制定された終戦直後の混乱期に、地方税の廃止や軽減を求める請求が頻発したことを受けて追加されたものです。終戦直後の混乱した社会状況を前提とした規定で、経済が成長し文化水準が向上した現在の社会情勢に合わなくなっているため、金銭徴収事項も直接請求の対象とする地方自治法改正の動きがあります。金銭徴収事項を市民参加の対象とすることで「地方自治体の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かす」という解説文の記述は明らかな誤りである。</p> <p>④他市の市民参加条例で「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」を市民参加手続の対象とする事例が多くなっています。</p>	<p>市民参加の手法のうち、「条例制定改廃の直接請求」と同じように、市民側から発案できるのは「市民政策提案」ですが、「選挙権を有する者」の50分の1以上の連署が必要な直接請求と、今回お示ししている案-18歳以上、10名以上の連署で提出できる市民政策提案-の「拘束度」が違うのは当然のことと考えます。また、「条例制定改廃の直接請求」による「拘束」は、条例案の執行ではなく、議会に付議(提案)することです。</p> <p>「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料等の徴収に関するもの」は、地方自治法第74条第1項において直接請求の対象とされていません。財政に与える影響について十分な検討のないまま負担軽減を求める意見が多く提出され、容易に修正すると財政的基盤を揺るがすおそれがあるとした同法の趣旨は、現在でも同様と考えています。また、行政手続法第39条第4項第2号においても「納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他</p>

NO	意見の概要	市の考え方
		<p>当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき」は意見公募手続（パブリックコメント）の対象外としていますので、これらに準じ、「市民参加の対象としないことができる」としたものです。</p> <p>また、可燃ごみの処理を有料化する地方公共団体の市民参加の例を挙げていただきましたが、例え3-2に該当するものであっても、即「市民参加の対象外」ということではなく、市民生活への影響等を踏まえ判断していきます。</p>
9	<p>(3-2) (5)「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」は、削除と考える。</p>	(同上)
10	<p>(3-2) (6)「執行機関等の権限に属さないもの」はどんな事案か。</p>	<p>例えば、国や県の権限に属する事項（外交、県営の公共施設等）や、江南市議会の運営に関する事項など、執行機関等が自ら実施主体となり得ないものです。</p>
11	<p>市民参加手続を実施しなかった場合にその理由をホームページで公表している事例もあります。また、現在の江南市の状況を考えると、市民に義務を課したり、権利を制限したりするような条例案の策定に際して、判断を誤って、パブリックコメント手続を実施しないようなことが起こる可能性があると思います。市民参加手続の対象外の事項に該当したために市民参加手続を行わない場合において、その理由を公表する規定を置かなければ、市民参加条例の適正な運用が確</p>	<p>ご意見のような懸念（判断を誤って、パブリックコメント手続を実施しない）が実際に起こらないようにしていきます。</p> <p>なお、現在市で把握している他市の市民参加条例の範囲でのことですが、ご提案のよう</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>保できないと思います。</p> <p>《追加案》</p> <p>3-4 執行機関等は、3-2の規定により市民参加手続を行わないときは、その理由を公表するものとします。</p>	<p>な規定を設けている条例は54条例中、11条例でした。</p>
4 市民参加の方法		
12	<p>「一つ以上の方法により実施するものとします。」と規定されていますが、他市の市民参加条例で複数の方法で実施することを規定する事例があります。</p> <p>《修正案》</p> <p>4 執行機関等は、3-1の規定に基づき市民参加を求めるときは、次に掲げる方法(以下「市民参加手続」といいます。)により実施するものとします。</p> <p>4-2 執行機関等は、より多くの市民の意見を反映させるため、積極的に複数の市民参加手続を実施するよう努めるものとします。</p>	<p>市民参加の方法には、それぞれに特性があり、対象事項の内容により効果的な方法は異なってきます。また、実施した数を競うものでもありません。このため、対象事項の内容に応じ、市民参加手続が最も効果的と思われる方法で実施する必要があります。</p> <p>「一つ以上」としましたが、「一つしか実施しない」という意味ではありません。より多くの市民の意見を求める必要がある場合は複数の方法を採用していきます。この市民参加条例の場合でも、「審議会等の投げかけ」と「パブリックコメント」の二つの手法を実施しています。</p>
13	<p>「次に掲げる方法から、一つ以上の方法により実施する」とあるが、どのようなシステム、ルート、経緯でその情報が伝わるのか。</p>	<p>市民参加手続を行うときは、その内容、実施時期等について、できる限り早い時期に、市民に分かりやすい方法で公表していきます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
		<p>実施方法は、それぞれの市民参加手続の特性に応じ、適切な段階で実施することが必要であり、公表については、窓口での情報提供や、ホームページや広報紙が中心となりますが、必要に応じて区・町内会の回覧板を利用させていただく場合もあります。また、より詳しい説明を求められる団体等へは、「出前講座」を、あるいは、市民参加手続である「市民懇談会」（住民説明会）を行う場合もあります。</p>
14	<p>市民参加の方法について ≪追加案≫ 市主催イベント／市民講座／体験学習／訓練／区・地域研究、研修会／コミュニティー活動／各種公募委員</p>	<p>ご提案のとおり、様々な機会が、市民の声を聴く機会となり得ると考えています。市民の皆さんから寄せられた意思（声）を聞き逃さないように、職員一人ひとり努めていきます。ただ、この条例で規定しているのは、パブリックコメント等の手続であり、各種イベントや市民講座を同様に扱うのは難しいところです。</p>
15	<p>（１）審議会等への投げかけ 現在の審議会は行政の報告会的な性格が強くそのミッションがあいまいである。審議会・協議会をやっていますよというような感覚が強く、年に1～2回の開催という形だけの審議会になっている。審議会は行政のお飾りではない。</p>	<p>現在設置されている審議会等が、「行政のお飾り」であるとの認識はまったくありません。また、設置目的も、それぞれの審議会等の設置根拠で明確にされています。それらの</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>故に、(イ) 審議会のミッションを持ち、明示する (ロ) 課題、テーマを決め、専門性を高め、調整・研究・審議し、答申する ぐらいであってほしい。</p>	<p>会議では、設置目的を達成するため、真剣な議論があり、それぞれの立場からご意見を出していただき、あるいは審議するなどして市に対しご提言をいただいております。</p>
16	<p>(1) 審議会等への投げかけ 「投げかけ」の部分が通常用いられない用語で拙く感じられます。奇をてらった表現はやめた方がよいと思います。また、通常用いられない用語を使う場合は用語の定義を条文で行う必要があると思います。</p>	<p>「審議会等への投げかけ」の「投げかけ」については、条例文では使われることはないかもしれませんが、「付議」よりは、日常的な言葉として使いました。</p>
17	<p>(1) 審議会等への投げかけ ～ (6) 市民政策提案の実施 「投げかけ」は、「付議」を意味するのだと思いますが、市民参加手続は「付議」に限られず、公募の市民が審議会等に参加し、政策案等を審議する一連の過程が含まれると考えられます。他市の市民参加条例では、「付議」を付けず、「審議会等」とする事例が多くなっています。また、「(2) パブリックコメントの実施」の「の実施」、「(3) 市民懇談会の開催」の「の開催」、「(4) ワークショップの実施」の「の実施」、「(5) アンケート調査の実施」の「の実施」、「(6) 市民政策提案の実施」の「の実施」についても、わざわざ記述しない事例が多くなっています。</p> <p>《修正案》</p> <p>(1) 審議会等への投げかけ (4) ワークショップの実施 (2) パブリックコメントの実施 (5) アンケート調査の実施 (3) 市民懇談会の開催 (6) 市民政策提案の実施</p>	<p>市民参加の手法の定義の仕方によっては、「の実施」の部分は不要になりますので、条文案を作成する際は、ご提案の修正案も含め、より簡素で、分かりやすい表現を検討していきます。</p>
18	<p>(6) 市民政策提案の実施 《修正案》 市民が市の政策を執行機関等に提案し、その提案を【市民と】執行機関等が【協議、】検討し、</p>	<p>提出していただいた書類で、提案内容が十分分かる場合は別ですが、それ以外の場合は、提案の関係課職員が提案者から提案内容</p>

NO	意見の概要	市の考え方
		をお伺いする機会を持つこととなります。これは、現在の「市長への手紙」の場合と同じですが、内容を正確に理解した上で、提案を検討していきます。
5 市民参加手続の実施時期及び公表		
19	<p>(5-1)</p> <p>今までの行政の体制は政策の計画・実施の段階での市民、地域への説明であり、行政の決めたことを了承してくださいというもので、市民が意見を述べることもはばかれるという流れでした。</p> <p>《修正案》</p> <p>執行機関等は、政策の【発案・提起・研究後、】形成、執行及び評価の過程における適切な時期に、市民参加手続を行う【検討、計画時より市民の参加により合意形成する】ものとします。</p>	<p>ご意見は、今後の市民参加手続に活かしていきます。</p> <p>また、「実施時期」についての修正案もいただきましたが、江南市市民自治によるまちづくり基本条例第19条（市民の意思の表明）で、「政策の形成、執行及び評価の過程に、市民が参加し、自らの意思を表明する機会を設けます」と規定されており、これにより市民参加条例を制定していくことから、基本条例の表現と合わせていきます。</p>
6 意見等の取り扱い		
	(意見はありませんでした。)	
7 公表の方法		
20	<p>7-1</p> <p>「一つ以上の方法により市民に公表するものとします。」の部分に問題があります。他市の市民参加条例には、「一つ以上」という規定はありません。市民参加手続に関する情報の公表に消極的な姿勢が表れたのだと思います。市民参加手続を求めるような重要な事項であれば、通常は当</p>	<p>「公表の方法」は、この条例で使うすべての「公表」を規定するものです。公表するものの内容や掲載量によって適切に選択されなければなりません。例えば、会議録の公表と</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>然に、市広報やホームページに掲載し、窓口で資料を配布するものです。現行のパブリックコメント手続でもそのように情報を公表しています。</p> <p>《修正案1》</p> <p>執行機関等は、市民参加手続に関する事項の情報を、次に掲げる<u>全ての方法</u>により市民に公表するものとします。</p> <p>《修正案2》</p> <p>執行機関等は、市民参加手続に関する事項の情報を、次に掲げるうちから、<u>二つ以上の方法</u>により市民に公表するものとします。</p>	<p>なれば、何十ページにも及び、その会議録を広報で公表するのは現実的ではありません。</p> <p>「一つ以上」としましたが、「一つの方法でしか公表しない」という意味ではありません。実際、ご指摘のとおり、パブリックコメントの公表の方法としては、通常、広報、ホームページ、市役所の行政資料コーナー、担当課窓口などとしています。</p>
21	<p>公表の方法について</p> <p>《追加案》</p> <p>回覧板／区掲示板／区評議員会／市民活動センター（地域情報センター）／保育園、小・中学校／公民館、各種施設／社会福祉協議会／防災訓練／研修会</p>	<p>ご提案のとおり様々なものが、市民の皆さんへの広報手段となり得、実際、必要に応じ、区・町内会の回覧板や掲示板を利用させていただいております。</p> <p>条例ではこのうち、代表的なもの（市役所の窓口、ホームページ、広報）のみを規定していますが、これらに限定するものではなく、必要に応じて広報手段を選択していきます。</p>
第2節 審議会等		
8 審議会等の委員の選任		
22	<p>8-1</p> <p>例えば10人の委員の内9人が行政から依頼、推選された委員構成での会議は、概ね行政におもねいた行政寄りの考えに傾き、改善、新しい考え・提案は生まれてこない。10人のうち1人</p>	<p>当該審議会等の審議内容に知識が深い、あるいは経験が豊富な関係者（個人・団体）に委員をお願いすることも確かにありますが、</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>の公募では市民の目線に立った多様な考え意見は発生してこない。市民の声を政策に反映させようとするには10人の内1人の公募委員では市民の目線に立った多様な考え方を引き出すことは出来ない。</p> <p>《修正案》 委員を選任するときは、少なくとも1人【委員定数の5割】以上を公募で選考する</p>	<p>「行政におもねいた、行政寄りの考えに傾き、改善、新しい考え・提案は生まれてこない」ような結果にはなっていません。</p> <p>また、「1人以上」は「1人のみ」という意味ではありません。市民委員の方を何名とするか、うち公募委員は何名とするかなどは、当該審議会等の定数や審議内容によっても変わってきます。</p>
23	<p>8-4</p> <p>《修正案》</p> <p>(2) 委員を再任する場合は、当該委員の在任期間が引き続き10年を超えないこと。</p> <p>(3) 応募資格及び応募方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募資格は当該審議会に定める目的・趣旨にふさわしい人材を幅広く選任すること。 ・ 応募資格は性別・年齢・身体障がい者等による差別はしない。 <p>(4) 募集する人数及び選考方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集する人数は20人以内とすること。 ・ 選考方法としては、複数執行機関の委員を4人以上兼ねる者を委員に任命しないこと。 ・ 委員に江南市職員を任命しないこと。 ・ 委員に江南市会議員を任命しないこと。 <p>(5) その他必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所期の目標目的を達成した時は、廃止を検討するか発展的廃止をする。 ・ 地域状況社会情勢の大きな変化により相対効果がなくなった時は、廃止を検討する。 	<p>8-4は、委員を公募により選任しようとするときの公表事項を規定するものです。</p> <p>審議会等の委員を選任する際には、ご提案の内容も参考に、在任期間及び他の審議会等の委員との兼職状況等、並びに委員の男女比などに偏りがないようにするなど努めていきます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 委員の積極性が乏しく、活動が不活発な審議会は廃止を検討する。 委員の男女比率は男女共同参画基本計画にて調整して決める。 	
9 審議会等の会議及び会議録の公開		
	(意見はありませんでした。)	
第3節 パブリックコメント		
10 パブリックコメントの実施		
	(意見はありませんでした。)	
第4節 市民懇談会		
11 市民懇談会の開催		
24	<p>会議の運営に当たっては、11-1、11-2、11-3で、今までにないきめ細かい配慮が解りますが、市の政策の策定にあたり事前の議題の公表資料配布をしていただき、多様な意見・考え方を引き出すべく、出席者に予習勉強をしてもらうことによる会議の充実化、新しい公共の発展に寄与してもらいたい。貴重な人材・時間を生かすべく考えてほしい。</p> <p>懇談会の議事進行も議長の独断的な進行ではなく、良きファシリテーターとして、出席者の多様な意見・考え方を引き出し、まとめられる人が大切。ややもすると行政主導、あるいは議長の一人芝居で懇談会は進みがちとなり、何のための懇談会だったのかということになる。</p> <p>また、会議をまとめるファシリテーターの研修、体験、訓練をすることを勧めたい。</p>	<p>市民懇談会（住民説明会）を開催するに当たっては、開催日時、開催場所は当然ですが、議題についても事前に公表するものとししました。ただ、当日使う資料を対象地域の全戸に事前配布するのは、方法論ばかりでなく、費用対効果からも現実には難しいところです。また、議事進行役については、ご意見のとおり、「市民の多様な意見、考えを引き出し、まとめられる人」が適切であると思います。なお、ファシリテーターのスキルは、様々な場面で市職員にとっても有益であると考えており、機会があれば研修を受講させております。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
第5節 ワークショップ		
1.2 ワークショップの実施		
25	<p>(1.2-4)</p> <p>他の箇所では、「非開示情報」でなく、「不開示情報」が用いられているため、「不開示情報」に修正すべきだと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、「非開示情報」を「不開示情報」に修正します。</p>
第6節 アンケート調査		
1.3 アンケート調査の実施		
	<p>(意見はありませんでした。)</p>	
第7節 市民政策提案		
1.4 市民政策提案の実施		
26	<p>1.4-1</p> <p>《修正案》</p> <p>満18歳以上の市民は、その10人以上【個人、区・町内会、事業者、活動団体、各種研究団体の代表者及び構成員】の連署をもって、その代表者から執行機関等に対し、現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案することができます。ただし、3-2各号に掲げるものを除くものとします。</p>	<p>もちろん、1人でも提案は可能だとは思いますが、ここで「10人以上」としたのは、市民同士の議論などを通し、より建設的で質の高い、責任のある提案がなされることを期待したものです。また、「市民」には、市内に在住し、在勤し、在学し、又は市内で公益的活動を行う個人ばかりでなく、市内で事業を営む法人、個人事業主、公益的活動を行う組織等（NPO、区・町内会など）も含まれています。しかし、「満18歳以上の市民」という表現であることから団体等は含まれないとの誤解を生じやすいため、条文案を作成</p>

NO	意見の概要	市の考え方
		<p>する際は、表現を検討していきます。</p>
<p>〈その他〉</p>		
<p>27</p>	<p>市民参加条例の実施・進捗状況を点検、評価する第3者機関に関する規定は、市民参加条例の必須事項であり、これがない場合は市民参加条例が形骸化してしまうといわれています。他市の市民参加条例では、そうした機関の設置について規定する事例が多くなっています。ただし、自治基本条例で、自治基本条例の実施状況を点検、評価する機関の設置を規定している場合に、その機関が市民参加条例の実施状況の点検、評価を併せて実施するという規定を市民参加条例に置く事例もあります。</p> <p>また、「江南市市民自治によるまちづくり基本条例推進委員会」を要綱で設置する任意の機関にとどめるのではなく、確実に、市民自治によるまちづくり基本条例などの条例で設置を規定し、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関とする必要があると思います。「江南市市民自治によるまちづくり基本条例推進委員会」のような執行機関等の重要な政策の策定や意思決定に関わる機関を要綱で設置するのは問題であり、通常は条例で設置されるものです。</p> <p>以上の内容を踏まえ、江南市市民自治によるまちづくり基本条例に次の条文を追加することを提案します。</p> <p>※江南市市民自治によるまちづくり基本条例に追加</p> <p>第9章 江南市市民自治によるまちづくり基本条例推進委員会 (江南市市民自治によるまちづくり基本条例推進委員会)</p> <p>第26条 市長は、この条例及び江南市参加条例(以下「市民参加条例」といいます。)の適正な運用を確保するため、市民等で構成する江南市市民自治によるまちづくり基本条例推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じるもののほか、当該委員会の長が必要に応じて招集し、次に掲</p>	<p>現在でも、市民参加の手法(審議会等、パブリックコメント、市民懇談会、アンケート調査等)を実施しており、第3者機関がなければ形骸化するというものではありません。</p> <p>また、点検・評価の着目は、市民参加の実施そのものではなく、それによって市民の意思がどう政策に活かされ、成果があったかであると考えています。市政全体の計画である江南市戦略計画の進行管理を行う「江南市まちづくり会議」での評価、あるいは監査委員による監査、執行機関等とは別の立場である市議会の審査を受けていきます。</p> <p>地方自治法第138条の4第3項に基づく「附属機関」は、通常、市からの諮問という形で審査、調査等を行い、取りまとめの上、市へ答申という形で提出します。「江南市市民自治によるまちづくり基本条例推進委員会」は、市民の声、意見を積極的に市政に取り入れるため、市民参加の必要性を考慮して設置するもので、市民と執行機関等にとつ</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>げる事項について調査審議します。</p> <p>(1) この条例及び市民参加条例の適切な運用に関すること。</p> <p>(2) この条例及び市民参加条例の見直しに関すること。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、市長及び当該委員会が必要と認める事項に関すること。</p> <p>3 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めます。</p>	<p>て、有益な機関の一つと考えておりますが、「政策の策定や意思決定に関わる機関」ではなく、地方自治法の規定による附属機関とは位置付けられないものと判断をしています。</p>
28	<p>市民と執行機関等が情報の共有を図る観点から、事前の情報提供を充実させることが必要です。市民参加手続の実施予定が公表されることにより、市民は関心のあるテーマについて事前に検討の準備をすることができます。また、実施状況の公表によって、市民参加条例が適正に運用されているか評価することもできます。そのため、年間の市民参加手続の実施予告と前年度の実施状況を公表する趣旨の下記の条文の追加を提案します。</p> <p>《追加条文案》</p> <p>(市民参加手続の実施予定及び実施状況の公表)</p> <p>第 条 市長は、毎年度、その年度における市民参加手続の実施予定及び前年度における市民参加手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。</p>	<p>市民参加条例の有無に関わらず、市民参加の情報を確実に、そして分りやすく伝えることが大切です。市民参加のうち、パブリックコメントについては、従来からホームページで一元的に情報を公表しており、審議会等についても、平成24年度から一覧表を公表しています。今後は、ホームページで「市民参加」のコーナーを設け、審議会等の公募情報などの市民参加情報を一元的に知ることができるようにするなど、工夫に努めていきます。</p>
29	<p>市民政策提案の採択により実施された事案の成果、評価、改善はどのように実施、検証されるのか。</p>	<p>提案は市民からされたものであっても、市の政策であり、他の政策と同様に、指標と目標値を設け実施していくこととなります。従いまして、その評価も「行政評価」の対象となりますし、監査委員による監査や市議会での審査も受けることとなります。</p>

その他（条文、解説以外）

NO	意見の概要	市の考え方
30	<p>「Ⅰ 経緯」について</p> <p>市民参加条例の策定に当たって、この条例が誰のための条例なのか。行政、江南市市民自治によるまちづくり基本条例推進委員会委員のための条例でないことを心してほしい。</p> <p>市民参加条例は、市民と行政執行機関との約束事なので、条文は平易な文言で、誰でも理解しやすい市民の参加する意欲を湧出する様な文体でお願いしたいと思う。「条例を市民のために作ったよ、サァーどうぞ…」では、ただの条例であって、死んだ条例となる。市民の心に訴えるハートがなければ。</p>	<p>市民参加条例は、市民の皆さんに使っていただくための条例と位置づけています。</p> <p>また、条文案を作成する際は、「誰でも理解しやすい」文体に努めます。</p>
31	<p>「Ⅱ 市民参加条例の必要性」について</p> <p>ただ継続安定的に実施できるというだけではないでしょうか。まちづくりの活性化を推進する方策であるのだからよろしくお願いします。</p> <p>《修正案》</p> <p>今回、市民参加の手続きを条例化することで、市民参加【新しい市民参加の芽生え、その活動】が継続的、安定的に実施【・推進】できるようにしていきます。</p>	<p>ご意見のとおり、条例の目的は「市民自治によるまちづくりの推進に寄与すること」ですし、条例制定により、市民の皆さんが「市民参加」に関心を持つこと（芽生え）も期待しています。ただ、ここでは条例の「目的」でなく、その参加手続の条例化の「必要性」を説明するものです。</p>
32	<p>「市民参加の手続」以前の問題として、参加の意欲・積極性を育てる啓発、意識の高揚に向けた方法を考えてほしい。市民・団体の意識は低いことを知ってください。</p>	<p>「市民の声」を政策に反映させることができたという“体験”があると、「市民が主役」であることを実感でき、それがその後の「参加の意欲・積極性、意識の高揚」につながると思います。まずは、審議会等の公募委員への応募やパブリックコメントへの参加、あるいは「市長への手紙」で建設的なご提案をお</p>

NO	意見の概要	市の考え方
		<p>願いたいと思います。</p>
33	<p>市民の責任は 施策課題の解決に向けた市民活動、避難訓練、研修に参加しなかったことによる不具合は、市民が責任を持つことになり、行政には責任は問えない。</p>	<p>江南市市民自治によるまちづくり基本条例は、第11条で市民にまちづくりの担い手として、NPOや区・町内会などが行う諸活動に自主的に参加し、相互協力のもとに、地域課題の解決などに向けて行動することを求めています。ただ、市民一人ひとりが置かれている環境は様々であり、まちづくりへの参加が難しい方もいらっしゃるかと思います。できる範囲で、できることから始められたらどうでしょうか。</p>
34	<p>市民活動についての理論も大切だが、やはり実活動面の推進を期待したい。</p>	<p>市では、地域で活動する団体などが工夫を凝らして取り組む、地域がつながり地域を良くしていこうという事業に対して補助金（地域まちづくり補助金）を交付する制度を整えています。地域の理解が得られる事業であることや、新たに始める事業であることなどの要件がありますので、担当課である地域協働課へお問い合わせください。</p> <p>また、市民活動の場としては、公民館や学習等供用施設等もありますが、江南市地域情報センターの2階を「市民・協働ステーション</p>

NO	意見の概要	市の考え方
		<p>ン」として整備しており、打ち合わせ等の会合に利用できる会議室や、印刷機（有料）があります。会議室、印刷機利用のいずれも事前の団体登録の申請が必要ですが、団体の活動に是非ご活用ください。</p>